

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」
の一部改正について

平成 24 年 10 月 16 日
(下 線 部 分 改 正)

新	旧								
(取扱会員及び本協会における縦覧) 第 4 条 規則第 16 条第 7 項及び第 8 項に規定する会社情報等報告細則に定めるものは、別表に掲げるもの(別表中 <u>11</u> に掲げるものを除く。)とする。 別 表 I. エマージング又はオーディナリーとして区分したグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄 第 3 条及び第 4 条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。 <table> <tr> <th>報告事象欄</th><th>軽微基準欄</th></tr> <tr> <td> 1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) (1)～(16) (現行どおり) (17) 子会社(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 166 条第 5 項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項 </td><td> 次に掲げるもの(発行会社が子会社取得(子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(金商法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公開買付けによるものを除く。))により、当該会社を子会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあっては、(h)を除く。)のいずれにも該当する子会社の異動を伴うものであること。 (a)～(g) (現行どおり) <u>(h) 子会社取得に係る対価の額(子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。))に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが発行会社の業務執行を決定する機関により</u> </td></tr> </table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) (1)～(16) (現行どおり) (17) 子会社(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 166 条第 5 項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項	次に掲げるもの(発行会社が子会社取得(子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(金商法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公開買付けによるものを除く。))により、当該会社を子会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあっては、(h)を除く。)のいずれにも該当する子会社の異動を伴うものであること。 (a)～(g) (現行どおり) <u>(h) 子会社取得に係る対価の額(子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。))に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが発行会社の業務執行を決定する機関により</u>	(取扱会員及び本協会における縦覧) 第 4 条 規則第 16 条第 7 項及び第 8 項に規定する会社情報等報告細則に定めるものは、別表に掲げるもの(別表中 <u>10</u> に掲げるものを除く。)とする。 別 表 I. エマージング又はオーディナリーとして区分したグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄 第 3 条に規定する別表に掲げるものは、次の報告事象欄に掲げる事象である。ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとしてそれぞれの事象について軽微基準欄に掲げる基準に該当する場合における当該報告事象欄に掲げる事象を除く。 <table> <tr> <th>報告事象欄</th><th>軽微基準欄</th></tr> <tr> <td> 1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) (1)～(16) (現行どおり) (17) 子会社(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 166 条第 5 項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項 </td><td> 次に掲げるもののいずれにも該当する子会社の異動を伴うものであること。 (a)～(g) (省略) (新設) </td></tr> </table>	報告事象欄	軽微基準欄	1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) (1)～(16) (現行どおり) (17) 子会社(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 166 条第 5 項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項	次に掲げるもののいずれにも該当する子会社の異動を伴うものであること。 (a)～(g) (省略) (新設)
報告事象欄	軽微基準欄								
1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) (1)～(16) (現行どおり) (17) 子会社(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 166 条第 5 項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項	次に掲げるもの(発行会社が子会社取得(子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法(金商法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公開買付けによるものを除く。))により、当該会社を子会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合以外の場合にあっては、(h)を除く。)のいずれにも該当する子会社の異動を伴うものであること。 (a)～(g) (現行どおり) <u>(h) 子会社取得に係る対価の額(子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。))に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが発行会社の業務執行を決定する機関により</u>								
報告事象欄	軽微基準欄								
1 発行会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。) (1)～(16) (現行どおり) (17) 子会社(金融商品取引法(以下「金商法」という。)第 166 条第 5 項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項	次に掲げるもののいずれにも該当する子会社の異動を伴うものであること。 (a)～(g) (省略) (新設)								

新			旧		
		決定された当該発行会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該発行会社の最近事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であること。			
(18)～(39)	(現行どおり)		(18)～(39)	(省略)	
2～6	(現行どおり)		2～6	(省略)	
7	発行会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）		7	発行会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）	
(1)～(8)	(現行どおり)		(1)～(8)	(省略)	
(9)	孫会社（施行令第29条第2号に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項	次に掲げるもの（子会社が孫会社取得（発行会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法（金商法第27条の3第1項に規定する公開買付けによるものを除く。）により、当該会社を発行会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合以外の場合にあつては、(h)を除く。）のいずれにも該当すること。 (a)～(g) (現行どおり) (h) 孫会社取得に係る対価の額（孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。）に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが発行会社又は子会社の業務執行を決定する機関により決定された当該発行会社による子会社取得又は子会社による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の最近連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。	(9)	孫会社（施行令第29条第2号に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項	次に掲げるもののいずれにも該当すること。 (a)～(g) (省略) (新設)

新		旧	
(10)～(19) 8～11	(現行どおり) (現行どおり)	(10)～(19) 8～11	(省略) (省略)
Ⅱ．投信・SPCとして区分したグリーンシート銘柄 第3条及び第4条に規定する別表に掲げるものは、Ⅰ． に掲げる事象に相当する事象である。 付 則 この改正は、平成24年10月16日から施行する。		Ⅱ．投信・SPCとして区分したグリーンシート銘柄 第3条に規定する別表に掲げるものは、Ⅰ．に掲げる事 象に相当する事象である。	